

報告第2号

令和6年度埼玉県和光市介護保険特別会計歳入歳出決算不認定に係る措置の報告について

令和6年度埼玉県和光市介護保険特別会計歳入歳出決算の不認定を踏まえ、次のとおり必要な措置を講じたので、地方自治法（昭和22年法律第67号）第233条第7項の規定により報告する。

令和8年2月19日提出

和光市長 柴崎 光子

1 不認定となった日

令和7年12月18日

2 講じた措置の内容

令和6年度に発覚した埼玉県和光市介護保険特別会計における不適正な事務処理による支払月の期ずれについて、市民への説明責任を果たすため、説明動画を作成し、市のホームページに掲載した。